**

Ver2

**令和６年度（補正予算）**

**石油供給構造高度化事業費補助金**

**（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）**

**（国庫債務負担行為分）**

**に係る公募要領**

**令和７年２月**

**一般社団法人ネクストエナジー**

**（Next Energy Organization）**

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る令和６年度補正予算「石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）」について一般社団法人ネクストエナジー（以下、「NEO」という。）が公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき申請されるようご案内いたします。

【１．事業概要】

１－１．事業の目的

航空燃料の需要が急激に回復する中、著しい需要増が見込まれるエリア等については航空燃料の安定供給に支障が生じる恐れがあります。そのため、近隣の製油所／油槽所タンク、製油所の白土塔への設備投資を行う事業に支援を行い、国内線を含めた航空燃料の安定的な供給を実現することを目的とします。

１－２．事業の内容

国内線を含めた航空燃料の安定的な供給を実現するため、製油所等からの供給能力確保に資する航空燃料用のタンクと出荷設備である白土塔の増強の設備投資に資する経費の一部を補助するとともに、伴走支援を実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予算規模 | 補助率 | 予算超過時の圧縮 |
| 令和６年度補正予算（国庫債務負担行為） | 40億円程度 | 3分の1 | あり |

１－３．間接補助事業実施期間

令和６年度内かつ交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、原則として令和１１年３月１５日までに完了し、かつ実績報告書を提出する計画としてください。また、事業内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、間接補助事業の完了後３０日または、令和１１年３月１５日のいずれか早い時期に提出してください。

複数年度にわたる事業のため、事業完了までの間に国の会計年度が終了するごとに年度末実績報告書を提出してください。

１－４．補助対象

（１）補助対象となる事業

補助対象となる事業は、１－１．に掲げた事業の目的を達成するための、

1. 製油所、油槽所等における航空燃料用既存タンクの転用等に係るFS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等
2. 製油所における出荷設備である白土塔の増強に係るFS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等
3. 上記①、②に伴う出荷システム変更のためのFS、基本計画、基本設計、EPC等
4. 上記①から③に伴う調査事業等

のいずれかを行う事業であり、かつ、令和６年度中に開始する事業（以下、「間接補助事業」という。）とします。

なお、NEOが指定するエリアへの供給に資する事業に限定して支援します。



製油所

油槽所等





内航船

空港

ローリー

タンク



内航船

③主に製油所近接の内陸部の空港

ローリー

白土塔

タンク

（２）補助対象経費

補助対象となる経費は、上記の間接補助事業における、FS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等及びそれに伴う調査事業等に係る経費とします。

経費計上する請負契約又は委託契約（委託・外注費等）がある場合は、補助対象者が提出実績報告書において、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。再委託などを行っている場合も同様。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（実施体制図含む）を添付することとします。

（３）補助対象の事業者

補助対象の事業者は、以下の要件をすべて満たす民間企業等（企業・団体等）とします。複数の民間企業等がコンソーシアムを組み、補助を受けることも可能としますが、申請者すべてが要件をすべて満たすこととします。

① 事業実施する地域（日本国内に限る。）に拠点を有していること。

② 石油精製事業者または航空燃料の供給事業者で、タンクを用いて航空燃料を空港基地等に供給している、または、新規での航空燃料の供給を検討している事業者。

③ 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

⑤ NEOが提示する補助金交付規程に同意すること。

⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。

⑦ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。

⑧ 経済産業省におけるEBPMに関する取組に協力すること。
※ＥＢＰＭ（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすること。

⑨ 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択日、（イ）採択事業者名）を公表することに同意すること。

⑩ 交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォ（https://info.gbiz.go.jp/）に掲載されることに同意すること。

【２．補助金交付の要件】

２－１．補助率・補助額

補助率は、補助対象経費の１／３以内とします。

ただし、申請者からの補助金交付申請額の合計が国の予算額に基づきNEOが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、NEOは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。

最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、NEOと調整した上で決定するものとします。

補助金の支払いは、原則として各年度末までの成果に応じた概算払い及び事業終了後の精算払とします。ただし、必要があると認められる経費については、年度中の概算払も可能とします。

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法の詳細については、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従うものとします。
https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

２－２．事業予算

事業予算は、令和１１年度までの全体で４,０３８,００５千円以内とし、そのうち令和６年度・令和７年度分は合わせて６５４，６０７千円です。令和８年度以降は進捗を踏まえた国の予算措置によります。

進捗により、変更承認申請が認められれば、全体の予算の範囲内で申請金額を変更することも可能です。

【３．技術審査委員会・採択】

採択は、NEOの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めます。申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適で選定されないことがあります。

公募開始からの補助事業の流れは巻末＜参考資料＞のとおりです。

３－２．審査に係る評価項目

　審査については、以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

| 評価項目 | 必須項目 |
| --- | --- |
| １．対象エリアの限定（必須項目） | 1.1 | 対象エリアの限定（必須項目） | 〇需要の急増や個別の事情を抱える空港への供給に資する案件に限定する。 |

| 評価項目 | 基礎点項目 | 加点項目 |
| --- | --- | --- |
| ２．事業構想 | 2.1 | 補助対象者の要件 | ○応募資格を満たしているか。 | － |
| 2.2 | 補助事業目的 | ○事業内容が補助事業の目的や趣旨に合致しているか。 | － |
| 2.3 | 事業実施場所 | ○事業実施場所は適切か（国内拠点） | － |
| 2.4 | 実施体制 | ○事業実施を担う組織体制を有しているか。 | ○組織内の人員体制は適切か。 |
| 2.5 | 主体性 | ○事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる管理部分について自社で実施しているか（委託・外注を行っていないか）。 | － |
| ３．経営方針 | 3.1 | 経営戦略 | ○経営方針・経営者のコミットメントなどがみられるか。 | ○経営戦略、中期計画等へ位置づけや取締役会・株主総会での決議など経営上の重要な事業として位置づけられているか。 |
| 3.2 | 財政基盤・資金計画 | ○事業を行う上で適切な財政基盤・経理処理能力を有しているか。 | ○適切な資金計画、投資回収計画となっているか。 |
| 3.3 | 関連実績 | ○航空燃料製造・供給に関連する実績または知識を有しているか。 | － |
| ４．事業内容 | 4.1 | 事業実施内容 | 〇事業内容が明確に示されているか。 | 〇事業進捗と、目的達成までの工程が時系列に示されているか。 |
| 4.2 | 市場機会の認識 | ○適切に市場ニーズを分析・認識しているか。 | ○目標とする事業規模（製造・供給量）は適切か。 |
| 4.3 | 事業実施方法 | 〇事業目的に合わせた実施方法となっているか。 | 〇既存資源の活用など効果的な実施方法となっているか。 |
| 4.4 | 実施スケジュール | ○事業実施スケジュールは適切か。 | － |
| ５．社会的要請への対応 | 5.1 | 社会的要請への対応 | ー | ○賃金引き上げ計画を有しているか |
| ○ワーク・ライフ・バランスの取組①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定）③青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） |
| 〇魅力発見！三陸常磐ものネットワークへの参加や取組事例はあるか |

３－３．採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された申請者については、NEOのホームページ等で公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に､NEOとの協議を経て､事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。

事業開始

交付決定（交付決定通知）

交付申請

採択決定（採択通知）

公　募

技術審査委員会

提案書提出

申請から補助事業開始の流れ

３－４．交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第１）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

３－５．年度末成果報告会等

　間接補助事業は、令和１０年度までを想定しており、令和６年度に審査、令和７年度以降は事業完了年度まで２月頃に年度末成果報告会（ただし、最終年度には成果報告会）を予定しています。

■年度末報告会

委員会に対して、当該年度の成果を報告する。委員会ではその報告により、次年度に向けて事業継続するか中止かの判断を行う。

中止と判断された場合は、その事業は精算を行う。

■成果報告会

最終年度においては、委員会に対して、事業全体の成果を報告する。

成果報告後に、その事業は精算を行う。

【令和６年度】

　原則令和７年３月までに事業を開始できるように公募、審査委員会を計画しています。

　令和７年３月までかつ交付決定後間接補助事業を開始します。年度末には年度末実績報告書を作成します。

実施スケジュールイメージ

【令和7年度から毎年度（事業完了まで）】

　毎年度2月頃には、間接補助事業者から技術審査委員会へ年度末成果報告会を開催し、次年度に向けた事業の継続か中止かの判断を受けます。

各年度末には成果に応じた年度末実績報告書を作成し、概算払い手続きを実施します。

【事業完了年度】

2月頃には、間接補助事業者から技術審査委員会へ成果報告会を開催し、事業の総括を行います。

また、最終年度であるため、実績報告書を作成し（提出期限は3月15日）、精算払い手続きを実施します。

【４．補助金の支払い】

４－１．支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払いとなります。

ただし、交付決定後、事業終了前の支払い（概算払い）は、財務省への協議事項とされており、各年度の成果に応じた概算払いについては、事前に事務局と調整を進めながら実施します。

４－２．支払額の確定方法

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計に補助率を乗じた金額とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。
https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

【５．応募手続き】

５－１．公募期間及び書類提出先

（１）公募説明会の開催

公募説明会をTeamsにより実施します。出席を希望する者は、５－４の連絡先に当日９：３０までに連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を登録してください。（事前にテスト連絡をする場合があります。）

公募説明会　令和７年３月３日（月）１３：００～

（２）公募期間

公募期間は以下の通りとします。

公募期間　令和７年２月２７日（木）～　３月１３日（木）１２：００

（３）提出書類

以下の提出書類を、電子データまたは紙媒体の郵送等により提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提出書類

ア　提案書（様式第１の２）

1. 添付資料

ア　申請者の営む主な事業（会社、事業所のパンフレット等）

イ　申請者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）

ウ　申請者の役員等名簿（別紙１）

エ　実施計画書（様式第２）

　　※審査委員会では、テンプレートを参考に実施計画書をわかりやすく整理した事業概要説明資料を提出すること

オ　燃料安定供給計画書（様式第２の２）

５－２．技術審査委員会

ＷＥＢ会議方式により資料説明と、質疑応答による技術審査を行います。

応募状況により、以下の日程から、１事業約１時間程度で調整します。

技術審査委員会　令和７年３月中旬以降で別途調整します。

５－３．採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データまたは紙媒体の郵送等により提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類と同様であれば提出済であるため省略することが可能です。ただし、交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

1. 提出書類

交付申請書（様式第１）

1. 添付資料

提案書の添付資料のうち、変更が生じたものがあれば添付する。

５－４．提出先、問合せ先

電子データを2024@neo24.jpへの提出または、郵送による提出とし、いずれも締切必着とします。メールの件名(題名)を必ず「石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）」としてください。

電子データにより送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

■問い合わせ先

一般社団法人ネクストエナジー（NEO）

住所：〒231-0014

　神奈川県横浜市中区常盤町３丁目２４番地　サンビル４階

TEL　：045-211-4215

E-mail：2024@neo24.jp

５－５．資料の配布について

公募要領等の資料については、NEOで配布します。

【６．事業進捗に係る各種提出物】

６．事業進捗に係る各種提出物について

交付決定後、事業の進捗により次の提出等を行ってください。

（１）計画変更の承認等

間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による申請書をNEOに提出し、その承認を受けなければなりません。

* 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。
* 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
イ　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
* 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２）事故の報告

間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第５）をNEOに提出し、その指示を受けなければなりません。

（３）状況報告

間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び支出状況についてNEOの要求があったときは、速やかに様式第６による状況報告書をNEOに提出しなければなりません。

（４）実績報告

間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は３月１５日のいずれか早い日までに様式第７による実績報告書を、NEOに提出しなければなりません。

（５）年度末実績報告

間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了するときは、３月１５日まで（間接補助事業の実施期間が１か月に満たない場合は、３月３１日まで）に前項に準ずる実績報告書（以下「年度末実績報告書」という。）を、NEOに提出しなければなりません。

（６）補助金の支払い

間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第８による補助金精算（概算）払請求書をNEOに提出しなければなりません。

（７）消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第９により速やかにNEOに報告しなければなりません。

（８）財産の管理等

間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

間接補助事業者は、取得財産等について、様式第１０による取得財産等管理台帳を備え管理しなければなりません。

間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に様式第１１による取得財産等明細表を添付しなければなりません。

（９）財産の処分の制限

取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはなりません。

財産の処分を制限する期間は、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和５３年８月５日付け通商産業省告示第３６０号）の別表一を準用します。

間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１２による財産処分承認申請書をコンソーシアムに提出し、その承認を得なければなりません。

**＜参考資料＞**

**・補助事業の流れ**



別紙

令和　　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

提案者/申請者　　 住　　所

事業者名

代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式集

Ⅰ．交付決定までに使用する様式

（様式第１）

令和　　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

申請者　　住　　所

事業者名

代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程（以下「交付規程」という。）第４条第１項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．間接補助事業の名称

２．間接補助事業の目的及び内容

３．間接補助事業の開始予定日及び完了予定日

（１）開始予定年月日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

（２）完了予定年月日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

４．補助金交付申請額

（１）間接補助事業に要する経費 円

（２）補助対象経費 円

（３）補助率 １／３

（４）補助金交付申請額 円

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付あるいは事前に別途提出すること。

１．申請者の営む主な事業

２．申請者の資産及び負債に関する事項

３．申請者の役員等名簿（別紙１）

４．実施計画書（様式第２）

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第１の２）

令和　　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

提案者　　住　　所

事業者名

代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）提案書

令和６年度（補正予算）石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）に係る公募要領に基づき、下記のとおり提案します。

記

１．間接補助事業の名称

２．間接補助事業の目的及び内容

３．間接補助事業の開始予定日及び完了予定日

（１）開始予定年月日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

（２）完了予定年月日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

４．補助金交付申請予定額

（１）間接補助事業に要する経費 円

（２）補助対象経費 円

（３）補助率 １／３

（４）補助金交付申請予定額 円

（注１）提案書には、次の事項を記載した書面を添付あるいは事前に別途提出すること。

１．提案者の営む主な事業

２．提案者の資産及び負債に関する事項

３．提案者の役員等名簿（別紙１）

４．実施計画書（様式第２）

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（別紙１）

役員名簿（記載例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ | 訓練　実施 | S | 30 | 03 | 04 | M | 株式会社訓練 | 代表取締役社長 |
| ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ | 東北　一郎 | S | 40 | 01 | 01 | M | 株式会社訓練 | 常務取締役 |
| ｶﾝｻｲ ﾊﾅｺ | 関西　花子 | S | 45 | 12 | 24 | F | 株式会社訓練 | 取締役営業本部長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

　役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

（別紙２）

実施体制図

実施体制（税込み１００万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 当社との関係 | 住所 | 契約金額(税込み) | 業務の範囲 | 精算行為の有無 |
| ○○（補助事業者名を記載） | 補助事業者 | 東京都○○区・・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと | 有 |
| 事業者Ａ（ | 委託先 | 東京都○○区・・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと | 有 |
| 事業者Ｂ未定 | 外注先 | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| 事業者Ｃ | 再委託先（事業者Ａの委託先） | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| 事業者Ｄ未定（再委託先） | 再委託先（事業者Ａの委託先） | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| Ｅ（再々委託先） | 再々委託先（事業者Ｃの委託先 | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |

間接補助事業者

事業者Ａ

事業者Ｂ（未定）

事業者Ｃ

事業者Ｄ（未定）

事業者Ｅ

委託先

（再委託先）

（再々委託先）

【実施体制図に記載すべき事項】

・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲

・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

（様式第２）

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）実施計画書

１．間接補助事業の名称

２．間接補助事業の目的

３．設備設置・増強予定地及び主な航空燃料出荷ルート（想定している具体的な供給先空港も要記載）

４．間接補助事業内容

５．詳細工程

（１）間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日　　　　　令和　　年　月　　日

②完了予定年月日　　　　　令和　　年　月　　日

（２）間接補助事業の実施予定スケジュール

（別表様式第１）に記載

６．間接補助事業者及びその事業所の概要

（１）事業者名及び法人番号

（２）間接補助事業を実施する事業所名及び所在地

（３）連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

７．間接補助事業者の経営戦略等における方針

８．財政・資金計画、実施体制等

（１）所要資金計画

①所要資金計画

（別表様式第２）に記載

②間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

（別表様式第３）に記載

（２）資金調達計画

（別表様式第４）に記載

（３）間接補助事業実施体制

９．賃金引き上げ計画

※賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等

１０．ワーク・ライフ・バランスの取組み

※えるぼし、くるみん、ユースエールの認定状況と認定年

１１．魅力発見！三陸常磐ものネットワークの取組

１２．その他

（１）他の補助事業等との関係

（２）許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項

（３）その他間接補助事業実施上問題となる事項

（別表様式第１）

間接補助事業の実施予定スケジュール（令和　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１．年度ごとに実施スケジュールを記載してください。

２．間接補助事業の項目毎に記載してください。

（別表様式第２）

所要資金計画（令和　　年度）

◇補助対象経費明細

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 積算内訳 | 金　額 |
|  |  |
| 合　計 |  |

◇間接補助事業者別の補助対象経費内訳

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 間接補助事業者 | 金　額 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合　計 |  |

（注）１．複数年度の事業は年度ごとに作成し、この表に準じて合計表を作成する。

　　　２．所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。

３．積算内訳は、単価があるものは記載してください。

所要資金計画（合計）

◇補助対象経費明細

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 積算内訳 | 金　額 |
|  |  |
| 合　計 |  |

◇間接補助事業者別の補助対象経費内訳

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 間接補助事業者 | 金　額 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合　計 |  |

（注）１．複数年度の事業は年度ごとに作成し、この表に準じて合計表を作成する。

　　　２．所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。

３．積算内訳は、単価があるものは記載してください。

（別表様式第３）

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請予定額

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 間接補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|  |  |  |  |

（別表様式第４）

資金調達計画

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調達先 | 調達金額 | 備　考 |
| 補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| 合　計 |  |  |

（注）調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。

（様式第２の２）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事　谷口　成仁　殿

（申請者名)

住　　所

事業者名

代表者名

航空燃料の安定供給計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記のとおり取り組むことで、航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備を図り、国内で必要な航空燃料の安定的な供給を果たします。

記

１．航空燃料の安定供給に向けた基本方針

　　航空燃料の急激な需要増に向けて、航空燃料のサプライチェーン整備を図り、国内における航空燃料の安定供給を目指す。

２．燃料安定供給に向けた取組等（それぞれ**具体的に**記載してください）

①国内への航空燃料の安定供給に向けた課題

（国内への航空燃料の安定供給に支障を来しうる課題を網羅的に記載してください）

（想定される内容）

需要の急激な増加に伴う設備不足　等

②課題解決に向けた取組・対応方針

（想定される内容）

製油所等における既存燃料タンクを航空燃料タンクに転用することや、製油所等から空港に航空燃料を運ぶローリーの台数の確保　等

③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

（想定される内容）

必要資金が確保できることで、国内における航空燃料の安定供給に資するサプライチェーンの整備にむけた投資が可能となった　等

|  |
| --- |
| ①国内への航空燃料の安定供給に向けた課題②課題解決に向けた取組・対応方針③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果 |

（注）これらの記載事項については、事業実施後に対応状況の調査やヒアリング等を行う場合があります。

３．補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）ネクストエナジーに報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

（様式第３）

令和　　年　　月　　日

　住　　所

　事業者名

　代表者名

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事　　谷口　成仁

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付決定通知書

　令和　年　　月　　日付け申請のありました令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）については、石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程（以下、「交付規程」という。）第５条第１１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同項の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　　月　　日付けで申請のありました令和　年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．間接補助事業の名称及び管理番号

３．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

　　間接補助事業に要する経費　　　金　　　，　　　，　　　円

　　補助対象経費　　　金　　　，　　　，　　　円

　　補助金の額　　　金　　　，　　　，　　　円

 ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

４．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

５．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

６．間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）交付要綱及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条（地方公共団体の場合は第３１条）までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（５）間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

７．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

Ⅱ．交付決定後に使用する様式

(様式第４）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）計画変更（等）承認申請書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第８条の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．変更の内容

３．変更を必要とする理由

４．変更が補助事業に及ぼす影響

５．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

 （新旧対比）

６．同上の算出基礎

 （注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第５）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）事故報告書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１１条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．事故の原因及び内容

３．事故に係る金額 　円

４．事故に対して採った措置

５．補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第６）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）状況報告書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１２条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．間接補助事業の遂行状況

３．補助対象経費の区分別収支概要

(様式第７）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）実績報告書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１３条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．実施した間接補助事業

（１）間接補助事業の内容

（２）重点的に実施した事項

（３）間接補助事業の効果

３．間接補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  項 目 |  金 額 |
|  自己資金 補助金充当額 |  |
|  合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）総括表 　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区 分 | 間接補助事業に要した経費 | 補 助 対 象 経 費 | 補 助 金 充 当 額 |
| 計画額 | 実績額 | 計画額 | 実績額 | 交 付決定額 | 実績額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |

（ロ）経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第１８条第３項の規定に基づき、様式第１１による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（注３）支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

（注４）補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

（別添）

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み１００万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 関係 |  住所 | 実績額(税込み) | 業務の範囲 | 精算行為の有無 |
| ○○（間接補助事業者名を記載） | 間接補助事業者 | 東京都○○区・・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと | 有 |
| 事業者Ａ | 委託先 | 東京都○○区・・・・ | ※算用数字を使用し、円単位で表記 | ※できる限り詳細に記入のこと | 有 |
| 事業者Ｂ未定 | 外注先 | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| 事業者Ｃ | 再委託先（事業者Ａの委託先） | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| 事業者Ｄ未定 | 再委託先（事業者Ａの委託先） | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |
| 事業者Ｅ（再々委託先） | 再々委託先（事業者Ｃの委託先） | 〃 | 〃 | 〃 | 有 |

間接補助事業者

事業者Ａ

事業者Ｂ（未定）

事業者Ｃ

事業者Ｄ（未定）

事業者Ｅ

委託先

（再委託先）

（再々委託先）

（注）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

（注）本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

【実施体制図に記載すべき事項】

・補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み１００万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲

・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(様式第８） 　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

　令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）精算（概算）払請求書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１５条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　　　　　　　　円

３．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

４．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

５．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第９）

 令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．補助金額（交付規程第１４条第１項による額の確定額） 　　 円

３．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

４．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

　係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　 　　　　 円

５．補助金返還相当額（３．－２．） 円

 （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１０)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産番号 | 区分 | 財産名 | 規格 | 単価（円） | 数量 | 金額（円） | 取得年月日 | 処分制限期間（年） | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

（注） １．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程書第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする ２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、 　　 　（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。 ３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。 ４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

 ５．処分制限期間は、交付規程１９条第２項に定める期間を記載すること。

（様式第１１)

取 得 財 産 等 明 細 表（令和　　　年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取得財産番号 | 区分 | 財産名 | 規格 | 単価 | 数量 | 金額 | 取得年月日 | 処分制限期間 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |   | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

（注） １．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、 （エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、交付規程第１９条第２項に定める期間を記載すること。

(様式第１２）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人ネクストエナジー

　代表理事　谷口　成仁　殿

間接補助事業者

　住　　所

　事業者名

　代表者名

令和６年度補正予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）財産処分承認申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第１２条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．間接補助事業の名称及び管理番号

２．処分の内容

①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

３．処分理由